

平成 30 年 5 月 7 日

豊川市政記者クラブ加盟社 各位

『平成29年度 優良工事顕彰状授与式』

16工事19名の方々に顕彰状を授与します。

「豊川市優良工事顕彰及び公表に関する要綱」に基づき、平成29年度に成績優良工事として16工事が選定され、それらの工事を現場代理人又は主任技術者等として担当された19名の方々に顕彰状を授与します。

つきましては、優良工事顕彰状授与式を下記のとおりに執り行います。

記

- | | | |
|---|------|--|
| 1 | 日 時 | 平成30年5月10日（木）午前10時 |
| 2 | 場 所 | 豊川市役所 本34会議室 |
| 3 | 添付資料 | ① 豊川市優良工事顕彰及び公表に関する要綱
② 平成29年度工事 優良工事一覧 |

【お問合せ先】

契約検査課 検査係：岩泉・伊藤

TEL:0533-89-2178

Eメール：keiyaku@city.toyokawa.lg.jp

豊川市優良工事顕彰及び公表に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、豊川市が発注した建設工事のうち、工事成績が優良なもの顕彰及び公表に関し必要な事項を定め、もって建設工事施工業者の技術及び施工意欲の向上を図るとともに、建設工事の適正な施工及び工事品質の向上を図ることを目的とする。

(顕彰の対象)

第2条 顕彰は、豊川市工事成績評定要領（平成14年6月1日適用。以下「評定要領」という。）による評価区分が「A」の工事（以下「成績優良工事」という。）を施工した現場代理人、監理技術者及び主任技術者（以下「技術者」という。）を対象とする。

(顕彰の方法等)

第3条 顕彰は、市長が技術者に対し、顕彰状を授与することにより行う。

2 顕彰は、一の工事につき2人以内とする。ただし、共同企業体が施工した工事については、当該共同企業体を構成する構成員の数に1を加えた数に相当する人数以内とする。

3 顕彰に当たっては、あらかじめ豊川市入札等審査委員会に意見を聞くものとする。

(顕彰の時期)

第4条 顕彰は、顕彰の対象となる工事の完了の都度、市長が定める時期に行う。

(欠格条項)

第5条 成績優良工事を施工した業者（共同企業体による施工の場合は、当該共同企業体の構成員である業者）が、顕彰を受ける日（以下「顕彰日」という。）の属する年度の前年度の初日から顕彰日の前日までの間に、次のいずれかに該当するときは、顕彰しない。

(1) 豊川市における建設工事請負等の契約に係る指名停止措置要綱（平成3年4月1日施行。以下「指名停止措置要綱」という。）による指名停止を受け、又は受けることが明らかであるとき

(2) 豊川市暴力団排除条例による排除を受け、又は受けることが明らかであるとき

(3) 豊川市工事成績評定における成績不良業者の入札参加制限に関する要綱（平成23年10月1日施行。以下「入札制限要綱」という。）による入札制限を受け、又は受けることが明らかであるとき

(4) その他顕彰の対象としてふさわしくない行為等があったとき

(優良工事施工者の公表)

第6条 市長は、前年度に成績優良工事を施工した業者を対象に、「優良工事施工者」として公表する。ただし、次のいずれかに該当するときは、公表を行わない。

(1) 指名停止措置要綱による指名停止を受け、又は受けることが明らかであるとき

(2) 豊川市暴力団排除条例による排除を受け、又は受けることが明らかであるとき

(3) 当該年度において施工した工事に、評定要領による評価区分の「D」又は「E」があるとき

(4) その他公表の対象としてふさわしくない行為等があったとき

(公表の方法等)

第7条 公表は、毎年度当初に次の事項を豊川市ホームページに掲載する方法により行う。

(1) 業者名

(2) 工事名

(3) 工事場所

(4) その他必要な事項

2 公表の期間は、公表した日の属する月の翌月から12月とする。

(公表の取り消し)

第8条 第6条に該当する業者が、既に公表されている場合において次のいずれかに該当したときは、直ちに公表を取り消す。

- (1) 指名停止措置要綱による指名停止を受けたとき
- (2) 公表期間中に施工した工事について、評定要領による評価区分が「D」又は「E」の評価を受けたとき
- (3) その他公表の対象としてふさわしくない行為等があったとき

(庶務)

第9条 この要綱に係る事務は、総務部契約検査課において処理する。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年10月1日から施行し、同日以降に完了した工事から適用する。ただし、第6条に定める「優良工事施工者」の公表については、平成22年度に完了した工事から適用し、公表の時期及び期間については、別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

平成29年度工事 優良工事一覧

番号	工事名	工事場所	契約業者名	現場代理人		監理技術者・主任技術者	
1	豊川市立牛久保小学校トイレ改修工事	豊川市牛久保町大手10番地の2	有限会社今泉工務店	今泉 達也	イマイズミ タツヤ	神谷 和資	カミヤ カズモト
2	豊川市立一宮中学校普通教室空調設備設置工事	豊川市一宮町上新切33番地247	浦山電設興業有限会社	浦山 貴之	ウラヤマ タカユキ	兼務	—
3	新道町配水管布設替工事H29-21	豊川市 新道町 地内	岡田建設株式会社	尾崎 泰洋	オザキ ヤスヒロ	兼務	—
4	開運通一丁目配水管布設替工事H29-101	豊川市 開運通一丁目外1町地内	株式会社ナガシマ	鳥井 則孝	トリイ ノリタカ	兼務	—
5	中山配水池改修工事 H28-61	豊川市萩町地内	森松・岡田特定建設工事共同企業体 代表者 森松工業株式会社 名古屋支店	小島 崇広	コジマ タカヒロ	安藤 徹(主) 小島 崇広(監)	アンドウ トオル コジマ タカヒロ
6	道路改良工事 市道国府財賀線	豊川市財賀町地内	春太建設株式会社	吉野 伸雄	ヨシノ ノブオ	鈴木 雅弘	スズキ マサヒロ
7	野口町配水管布設替工事H29-61	豊川市野口町地内	株式会社中部 豊川営業所	伊藤 雅康	イトウ マサヤス	兼務 (監理)	—
8	豊川西部 区画道路築造工事(6-79号外3路線)	豊川西部土地区画整理事業地区	倉橋建設株式会社	峰野 全司	ミネノ マサシ	兼務	—
9	公共下水道築造工事(白鳥処理分区 市田第12工区)	豊川市市田町地内	春太建設株式会社	天野 秀尚	アマノ ヒデナオ	兼務	—
10	特定環境保全公共下水道築造工事(音羽処理分区 萩第9工区)	豊川市萩町地内	丸十工業株式会社	増満 繁樹	マスミツ シゲキ	兼務	—
11	豊川市平和公園(仮称)整備工事	豊川市穂ノ原三丁目地内	株式会社波多野組	田中 敏樹	タナカ トシキ	兼務 (監理)	—
12	国府駅東西連絡橋改修工事	豊川市久保町地内	岡田建設株式会社	加藤 正裕	カトウ マサヒロ	兼務	—
13	公共下水道築造工事 (小坂井北部処理分区 白山第3工区)	豊川市宿町地内	鳥井建設株式会社	狭石 孝行	セマイシ タカユキ	兼務 (監理)	—
14	道路拡幅改良工事 市道足山田大木線	豊川市大木町地内	株式会社波多野組	秦 年章	ハタ トシアキ	兼務 (監理)	—
15	道路改良工事 市道篠田足山田線その2	豊川市足山田町地内	株式会社波多野組	菅谷 彰浩	スガヤ アキヒロ	兼務	—
16	小坂井町配水管新設工事H29-9	豊川市 小坂井町 地内	丸十工業株式会社	下仮屋 一幸	シモカリヤ カズユキ	兼務	—